

## 東海市農政協議会会議録

1 会議名 令和5年度東海市農政協議会（第2回）

2 議 題

- (1) 農業振興地域整備計画について
- (2) 令和5年度農用地区域の変更内容について
- (3) 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）について

3 開催日時 令和6年（2024年）2月26日（月）  
午後2時30分～4時

4 開催場所 東海市立農業センター 大研修室

5 出席者

(1) 委 員

久野光洋、大村美和子、坂光正、谷口郁子、杉江秀子、花井浩安、三輪喜美子、  
神野妃代 計8人

(2) 事務局

環境経済部長 小笠原尚一、環境経済部農務課長 中島克、  
同主幹 角田大輔、同主事 服部堅太

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴者数 0人

8 発言内容

(1) あいさつ

**（中島課長）**

本日はお忙しい中、農政協議会にご出席いただきありがとうございます。会議公開制度に基づき、公開において会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。それでは会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

**（久野会長）**

本日は忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、本協議会は農業に対して深い見識をお持ちの皆様の忌憚のないご意見を積極的にいただくことにより、より良い農業を目指していくきっかけとなればと考えております。委員の皆様方のご協力をいただきまして、本日の協議会を円滑に進めてま

いりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(中島課長)

ありがとうございました。それでは以後の議事の進行を会長にお願ひいたします。

(久野会長)

それでは、協議事項1の農業振興地域整備計画について事務局から説明をお願ひします。

## (2) 協議事項

### ア 農業振興地域整備計画について

制度の概要について事務局から説明。

会長の進行により意見を求めた。

(坂委員)

令和6年度に農業振興地域整備計画を見直すための調査を行い、その結果を踏まえて、7年度に計画変更することは分かったが、現在の計画と変更のないような内容になるのか、少し変化のある計画としたいのか、方向性を教えていただきたいです。

(中島課長)

国は、現状の農用地区域を維持していく方針です。先ほど413ヘクタールの農用地があると説明しましたが、この413ヘクタールを維持する、それが基本的な方針になっていくかと思ひます。今回農業振興地域整備計画を変更するにあたって、行政案件として農用地区域を減らす、そういったことは現状では考えておりません。

ただ、今後市街化区域に編入をされるエリア、農地が飛び地になっており、10ヘクタール以上の集団的な農地に入らないようなエリアは、県と協議しながら農用地区域から除外する、そういったこともあろうかと思ひます。各方面と協議をしながら、今ある農用地区域をできる限り維持する、それが市の農業を所管する側としての方針になってまいります。

都市計画マスタープランという、市街化区域の土地利用を計画するプランを開発部局が策定しているところでございます。市街化区域の中だけでは、今後

の東海市の人口や産業の受け皿となるような土地が足りなくなるであろうという試算が出ております。そのため、農業振興地域の土地利用というのも今後図っていく必要があるというのが、都市計画上の土地利用計画で上がってまいりますので、そのような農地を開発するにあたっては、農業委員会や土地改良区等、関係機関との協議などを行いまして、農用地区域の変更を行うこととなります。

#### イ 令和5年度農用地区域の変更について

変更内容について事務局から説明。

会長の進行により意見を求めた。

(坂委員)

令和5年1月案件の中に、雑種地という地目で資材置場へ変更というのがありますが、どういったことでしょうか。

(中島課長)

現況を畑以外に使ってしまっており、本来ですと農地法の違反転用になるかと思いますが、是正処置という形で申し出を受け、除外の手続きをしたものです。

(花井委員)

地目に山林というのもありますが、農地と同じ扱いなのですか。

(中島課長)

山林も農用地区域の中に含めております。農地管理していない山林であっても、農用地区域としてはエリアで指定しますので、隣が果樹園や農地であれば、そこ一体全部が農用地区域になっております。

(久野会長)

農用地区域が分かる地図は配布されているのでしょうか。

(中島課長)

配布はされていません。ホームページ上で公開はしておりますので、自分の農地が農用地区域に入っているかどうかは確認できます。

#### ウ 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）について

制度の概要について事務局から説明。

会長の進行により意見を求めた。

(中島課長)

土地利用型の農業というのは、水田でお米や玉ねぎ、露地野菜を作るといった区分です。例えば、後継者がいなくなった田があった時に、隣の担い手の方が田植えから行い、規模拡大することが水稲の場合は実施しやすいと思います。しかし、ナスの農家の方など、ハウス関係の方は隣の土地が空いたとしても、新しくハウスを建て、規模拡大していくことは難しいと思います。東海市の場合は、ハウス関係の農家が多いため、なかなか農地集積が進まないというところがあります。

- 認定新規就農者の追加について意見を求め、異議なしと認められた。
- 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に合わせて、地域計画の策定進捗状況について事務局から説明した。

(中島課長)

3月24日（日）開催のトマト収穫祭について周知説明

協議事項を全て終了し、閉会。

令和6年（2024年）2月26日

会 長 久野 光洋